

令和5年5月15日

保護者 様

紀の川市教育委員会

学校感染症における治癒証明書等の提出について（お願い）

保護者の皆様には、日頃より、学校教育にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は、5月8日より法律上の位置づけが5類感染症となりました。

先日のおたよりでもお知らせしたところですが、新型コロナウイルス感染症に罹患したときは、出席停止となり、欠席扱いとなりません。出席停止期間が解除され登校する際は、医療機関が発行する罹患証明、陰性証明等は必要ありませんが、県からも通知があり、季節性インフルエンザと同じように「新型コロナウイルス感染症報告書」を保護者の方でご記入いただき、学校に提出していただくこととなりました。

保護者の皆様にはお手数をおかけしますが、ご協力お願いいたします。